

【卷頭言】

「平成に誕生した言語聴覚士～国家資格法制化の道程～」

東北文化学園大学 医療福祉学部 リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻
渋谷 直樹

このところ、30年余にわたる平成時代を振り返る記事や番組が目立つようになってきた。ある民放番組で平成時代に誕生した新しい国家資格の一つとして「言語聴覚士」(ST)を紹介していた。STの認知度が高まるこことを喜ぶ一方で、ST法が制定されるまでの長い道程に思いを馳せてしまった。卷頭言に相応しくないとの危惧を振り捨て、語り部ではないがその成立の歴史をお伝えすることをお許し願いたい。

1965年に医療制度調査会による「医療リハビリテーション専門技術者の資格制度に関する答申」が出され、理学療法士(PT)と作業療法士(OT)が高卒3年課程の診療補助職として養成されることになった。しかしこの時、言語療法士の法制化も検討されたが、関係者の同意が得られず見送りとなった。

1970年代では日本音声言語医学会を筆頭に、日本耳鼻咽喉科学会(日耳鼻)・日本リハビリテーション医学会(日リハ医)なども日本学術会議の勧告を受けて、STは4年制大学で養成することを政府に要望していた。米国ではSTに相当する専門職は大学6年課程であり、それを参考に大学院に繋がる4年制大学での養成を理想としていた時代である。したがって、医学・言語病理学・心理学・福祉学・教育学・物理学などを含んだ高度な教育課程が必要だと認識されていたのである。さらに興味深いことに、その頃は米国風に「言語士」と「聴能士」は別資格とする案が厚生省に答申されていたのは驚きである。

1975年にSTの法制化を目指して「日本聴能言語士協会」が設立され理想を求めたものの、1980年代になって厚生省や関連学会の方針が「医療言語聴覚士」案を始めとして、STを診療補助職として定義する方向となり、法案が国会に上程される機会が2回あったが調整がつかず、見送りが続いた。こうした状況の中で、診療補助職としての早期法制化を願うSTも増え、別途「日本言語療法士協会」も設立された。こうして日耳鼻・日リハ医と日本言語療法士協会・日本聴能言語士協会の4者協議会を中心に種々のシンポジウムの開催や厚生省への要請文書提出などが熱心に行われた。

平成になったばかりの1990年代はいわば「生みの苦しみ」、苦難の時代であったように思う。

ようやく厚生省による「STの資格化に関する懇談会」の報告書を受けて、PT・OT法に遅れること32年、1997年(平成9年)12月に5度目にしてST法が成立した。関係者相互の妥協的調整で制定されたST法には以下の特徴がある。STの定義から「医師、歯科医師の指示の下」を削除、指示が必要な診療補助業務は別途定めること、受験資格が多様であること(高卒3年、大学、大卒1~2年、科目指定による履修制度)、医師を始めとした医療関連職と「緊密な連携を図る」よう明文化されたこと、などである。

1999年3月の第1回国家試験からようやく20回を越えた今、続々参入する若い言語聴覚士に強く望むことは資格法制化の黎明期に掲げた理想を引き継いで欲しいということである。障害児者のニーズに的確に応えられるコミュニケーション障害学の学問体系を築くことが肝要であり、我々古参の教員の課題の一つはST養成の黎明期に抱いた理想を理解しその情熱を持つよう、学生を啓発することであろう。

今後は障害者のニーズから発想する理念 (transdisciplinary team)、すなわち「医療者が状況に応じてその役割を変化させる」というチームアプローチの理念も理解しつつ、医療と福祉制度の構造変革に遅れることなく、多職種と連携できる ST を育てていく道筋を定める責任を心に刻みたいと思っている。